

一般財団法人厚仁会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人厚仁会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、徳島大学における医学・歯学の研究を奨励助成し、患者に対する支援を行い、かつ、患者、職員及び学生に必需品等の便宜を与え、もって医学・歯学の振興、社会文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 医学・歯学研究の奨励及び助成
- (2) 患者支援の助成
- (3) 職員及び学生の学事研修等の助成
- (4) 患者、職員及び学生に対する必需品等の供給
- (5) 保険薬局
- (6) 蔵本地区構内駐車整理受託業務
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 公益目的支出計画実施報告書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第6号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。
(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)
- 第9条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ決議について特別の利害関係を有する理事及び評議員を除く理事及び評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 2 前項の規定は、この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとする場合に準用する。
(剰余金の分配)
- 第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(設置)

第11条 この法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、各評議員について、次の各号に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- (1) 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - (2) 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - (3) 当該評議員の使用人
 - (4) 第2号又は前号に掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - (5) 第3号又は前号に掲げる者の配偶者
 - (6) 第2号から第4号までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- 3 評議員は、この法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了の時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
(報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (4) 役員報酬並びに費用の額の決定
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (3) 定款の変更

- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
- 4 理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は磁氣的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の中から議長が指名する者1名及び出席した理事の中から選任された者1名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び参与

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
 - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度6月及び3月に開催される理事会において、自己の職務の執行状況を報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その他法令に定められた職務を行うことができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(参与)

第30条 この法人に任意の機関として、1名以上3名以内の参与を置く。

2 参与は、次の職務を行う。

(1) 理事長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 参与に対して、理事会において別に定める参与報酬支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(4) その他理事会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度6月及び3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、理事会において、出席した理事の中から互選により議長を選出する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、徳島大学に贈与するものとする。

第9章 事務局等

(設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第44条 この法人の主たる事務所には、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えて置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (3) 評議員会及び理事会の議事録
 - (4) 事業計画及び収支予算の書類
 - (5) 事業報告及び決算の書類
 - (6) 公益目的支出計画実施報告書
 - (7) 監査報告書
 - (8) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項に規定する帳簿及び書類は、次の各号に掲げる期間備え置かなければならない。
 - (1) 第1号の書類 永年
 - (2) 第2号の書類 当該書類作成後5年間
 - (3) 第3号の書類 評議員会及び理事会の日から10年間
 - (4) 第4号の書類 当該書類の事業年度の末日までの間
 - (5) 第5号、第6号及び第7号の書類 定時評議員会の日から2週間前の日から5年間
 - (6) 第8号の書類及び帳簿 法令で定める期間
 - 3 第1項に掲げる書類及び帳簿等の閲覧等については、法令の定めによるもののほか、次条第2項の定めるところによるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第45条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第46条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補 則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、松嶋 博とする。
- 4 この法人の最初の常務理事は、住友 敬央とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
水口 和生 木田 菊恵 井上 展啓
市川 賢二 江西 博

別表 基本財産 (第5条関係)

財 産 種 別	場 所 ・ 数 量 等
定期預金 (阿波銀行蔵本支店)	290,000,000円